

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	五島市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/special/index109.php">http://www.city.goto.nagasaki.jp/contents/special/index109.php</a>

執行機関名 五島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令定めるもの	五島市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年五島市条例第90号)による福祉医療費の支給に関する事務であって、市長が別に定めるもの(ひとり親等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年五島市条例第35号)別表第1市長の項 五島市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年五島市条例第90号)による福祉医療費の支給に関する事務であって、市長が別に定めるもの(ひとり親等)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	五島市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年8月1日条例第90号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、福祉の増進を図るため、障害者、乳幼児、子ども、母子家庭における母及び子、父子家庭における父及び子並びに寡婦等に対し医療費の一部を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		五島市福祉医療費の支給に関する条例 五島市福祉医療費の支給に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	五島市福祉医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	母子・父子家庭等の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	五島市福祉医療費の支給に関する条例第5条
②情報提供者	市長村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報